

海辺・河川にいるとき

堤防・海岸・河川への見物は事故のもとです。転落や高波に巻き込まれる危険があります。強風や豪雨のときには、警報が聞こえないこともあるので十分に注意しましょう。

【大雨のときは注意する】

河川付近にいるとき

集中豪雨による急な増水による『河川氾濫』が予想されます。川などには近づかないようにしましょう。

車の運転をしているとき

視界が悪く、ハンドル操作やブレーキが効かなくなることもあります。すでに浸水している道路に差しかかったら、水の流れを横切る方向へ移動し、高台へ避難しましょう。

路上にいるとき

浸水してきたら、しっかりと建物の3階以上に避難しましょう。その際は、なるべく階段を使って上の階へ行きましょう。また、水路・側溝は水量が増して危険ですので、近づかないようにしましょう。

自宅にいるとき

大雨で下水から水があふれてくる「内水氾濫」に注意しましょう。想定外の雨が一時的に降った場合、側溝や排水溝がごみや落ち葉等で詰まれば、水が流れなくなり、溢れてくることがあります。日頃から清掃を行いましょう。

(2) 風水害時に避難する時は

【動きやすく安全な格好で避難】

ヘルメットや防災頭巾など風でとばされてくるものから頭を保護し、すべりにくい靴を履きましょう。裸足や長靴は危険です。荷物は最小限に、両手がふさがらないようにしましょう。

【深さに注意】

歩行可能な浸水は、男性70cm、女性で50cmが目安です。ただし、くるぶし程度の浸水でも、流れが激しい場合は歩行せず高いところで救援を待ちましょう。

【足元に注意】

水面下にはふたの外れたマンホールや側溝などの危険な場所があります。長い棒などを杖代わりにして足元の安全を確認しながら歩きましょう。

【一人で行動しない】

隣近所に声をかけて集団で避難しましょう。はぐれないようにからだの一部をロープで結ぶとよいでしょう。

【子どもや高齢者などへの配慮】

高齢者や病人等は背負い、子どもには浮き輪をつけて安全を確保しましょう。

【避難所が遠いとき】

まっ暗闇ですでに浸水している場合など、避難所へ行くのが困難な場合は、近くの3階以上の丈夫な建物に一時避難しましょう。

4 火災・事故

住宅・ビル等の火災、道路交通の事故、鉄道事故、ヘリコプターや航空機の墜落、石油・ガス・化学物質の漏れ・爆発等が発生した場合、燃料漏れによる爆発・延焼等の危険性があります。

また、すぐには原因が特定できない場合や目に見えない有毒ガスの漏れの場合は、危険性がわからず、被害を受けることもあります。

このような、現場や、火災・事故の現場においては、「警戒区域」が設定され、この区域の外への避難が呼びかけられる場合があります。

現場の対応をしている関係機関の職員の指示に従い、区域外へ避難することとなります。

5 避難場所について

災害発生後自宅が倒壊し、日常生活が送れず避難を行わなければいけない場合があります。同じような境遇の方々が周囲にいれば、安全なルートを確認して地域の一時避難場所から災害時避難所に協力して向かいます。また、自宅が倒壊していない場合や災害時避難所に向かう必要がない場合で帰宅する場合は、一時避難場所・一時集合場所において自主防災組織に安否確認を報告します。

また、大阪市では、次のような場所を避難所に指定しています。

(1) 一時避難場所・一時集合場所

最初に避難する場所です。

一時避難場所は、大阪市が指定した一時的に避難できる公園などです。また、一時集合場所は、お住まい近くの広場など自主防災組織が指定した災害発生後に集まる場所です。

(2) 災害時避難所

災害で家が倒壊・焼失した場合に、避難する宿泊・給食等の生活機能を一定期間提供できる施設です。また、情報の提供や簡単な医療・健康相談・精神ケアなども行う場でもあり、地域の小・中学校などが災害時避難所になります。

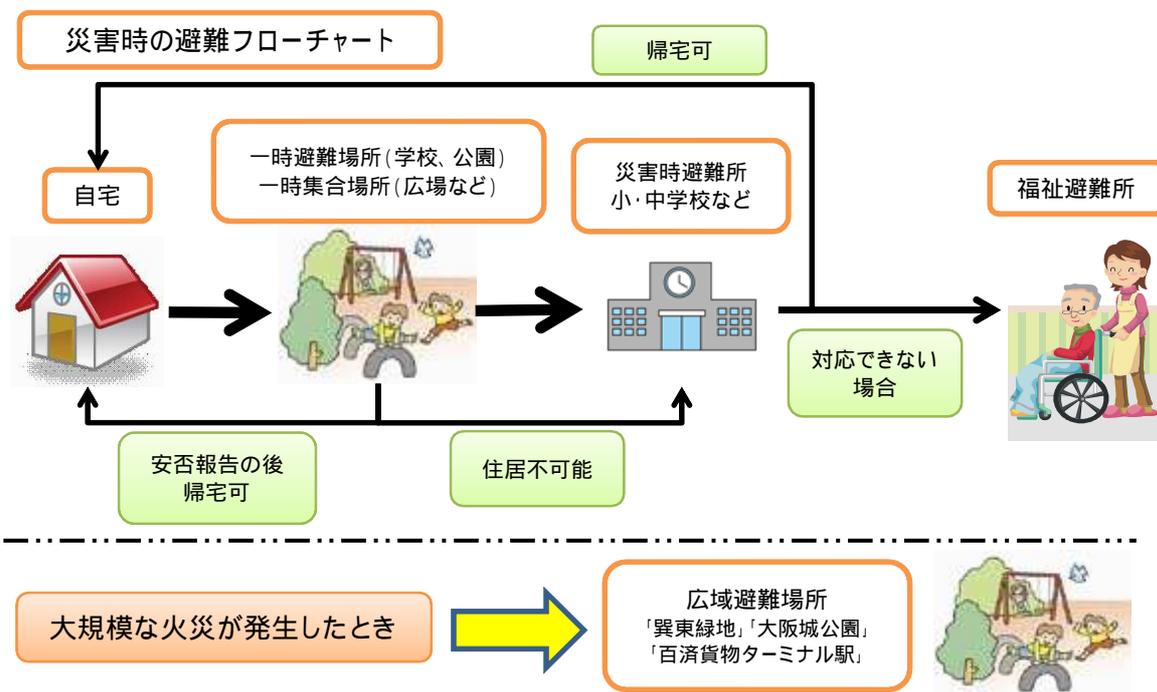
(3) 広域避難場所

同時多発火災が発生し、人命に著しい被害を及ぼすと予想される場合の、大規模な避難に適する大きな公園などが該当し、生野区の付近では「巽東緑地」、「大阪城公園」、「百済貨物ターミナル駅」が広域避難所場所に該当します。

(4) 福祉避難所

入院が必要な状態ではなく、ある程度自力で過ごすことが可能な高齢者や障がい

者などで、一般の災害時避難所では対応できない要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所です。



第2章 対策

区民の方等の生命・身体・財産を災害から守るため、区民・事業者・防災関係機関等の責務を明らかにするとともに、災害に対する予防・災害発生時の応急対策と復旧・復興の対策に関して必要なことを定めることによって、総合的、計画的かつ効果的な防災・減災対策を推進し、災害に強いまちの実現に努めます。

区民・事業者・防災関係機関等の責務と役割

区民の責務・役割

- 自宅等の安全性の確保や防災知識の習得
- 防災訓練への参加
- 自主防災組織の結成

事業者の責務・役割

- 事業所等の安全性の確保や防災資機材の整備
- 防災訓練への参加
- 防災・減災計画や災害時の事業継続計画の作成

防災関係機関等の責務・役割

- 区地域防災計画の作成
- 自主防災組織への支援
- 災害時の区民生活の安定を図るための業務継続計画の作成

また、

災害から自らを守るため、

国や市役所等による支援（公助）に加えて、

“個々の自立（自助）”、“個々が連携する体制（共助）”など
防災・減災につながる仕組みの構築が重要 です。

ここからは、自助・共助・公助について考えてみましょう！

また、事前準備や事前確認ができたなら にチェックしてみましょう！

1 自助(一番大事なのは、一人一人が取り組む防災)

家族、個人で、考えてみましょう！

住まいの地域で、どのような地震など災害が起こりうるか

勤め先、通学先等で、どのような災害が起こりうるか

どこへ避難するのか

災害に対し、ふだんから、どのような備えが必要か

を確認し、あらかじめ備えをしておくことが重要です。

また、地域の人たちとも、普段からの備え、正確な情報の収集・共有、助け合
いの避難行動について、話し合っておく必要があります。

次に具体的に考えてみましょう！

(1) 地震対策

建築年月の確認

1981年（昭和56年）6月1日以降の耐震基準を満たしているか、満た
していても老朽化が進んでいないか、耐震診断を受ける必要があります。

家具や家電製品の固定

居間（リビング）・寝室等、日常、よく居る部屋の家具や家電製品を固
定します。玄関や掃き出し窓までの脱出経路を考えた固定をします。固
定できない場合は、配置換えが必要です。

塀等外構の補強

塀が倒れると、地域の人が避難できなかつたり、緊急車両が通行できず、
救助活動ができなくなりますので、補強する等安全対策が必要です。

生野区において想定される、もっともゆれが大きい地震の確認

➤ 地震のゆれがおさまった後の行動

ガスコンロ等火元の確認

ブレーカーを切る

家族の安否確認

火災・救急の通報先

ガス漏れの通報先

家族の安否確認、救助が必要なときの連絡先の確認

地震発生後、避難が必要な場合の、地域の人たちとの一時避難場所・一時

集合場所の確認（広場、公園、学校のグラウンド等）

家が被災した場合の避難所の確認（学校等避難所、親せき・知人宅等）

（２）津波対策

勤め先や通学先で、津波災害が起こりうるかの確認

（３）河川氾濫（はんらん）

住まいの地域で起こりうる河川氾濫と、川の名称の確認

避難先（避難ビル・避難場所）

氾濫のおそれがある場合、気象庁や河川管理者から発せられる情報をもとに、避難準備情報、避難勧告・避難指示を大阪市から発令します。テレビ、ラジオ、インターネット、防災スピーカー、広報車、防災情報メール（『おおさか防災ネット』で事前登録が必要）、携帯電話会社の緊急速報メールサービス（対応機種のみ）により情報収集し、適切な行動をとる必要があります。避難先としては、できる限り、非木造の堅い建物の3階以上とし、3階まで浸水する場合は、屋上や4階以上とします。避難の際は、用水路、溝に注意が必要であります。また、川には絶対に近づかない、川・田畑等の様子を見に行かないという心構えが必要であります。水位が高くなり、避難が困難な場合は、無理せず、自宅の上の階へ避難します。

（４）内水氾濫

住まいの地域で、内水氾濫が起こりうるかの確認

土地が周りの土地と比べて低い場合は、内水氾濫が起こるおそれがあります。

地下空間への浸水が起こりうるのかの確認

大都市特有の災害リスクとして地下空間における浸水があり、大雨時、道路にあふれた水が地下街や地下駅、地下室を襲うことがあります。

地下にいるときは、安全と思い込まず、外で何が起きているかを把握し、また、避難情報等を良く確認し、早めに避難することが大切です。

避難先（避難ビル・避難場所）の確認

内水氾濫は、下水道施設の能力を超える大雨が降った場合に起こるおそれがあります。また、市内では、2メートルの深さに達する地域も想定されています。なお、情報収集・避難については、河川氾濫と同じです。

（５）帰宅困難者対策

一斉帰宅を抑制された際の対処方法の確認

帰宅するための情報収集や帰れない場合の宿泊所の確保・食料の確保が必要となります。

徒歩等による帰宅方法の手段

交通機関が停止している場合、多くの人が徒歩で帰宅することが予想されることから、安全な徒歩帰宅を確認する必要があります。

(6) 自然災害対策の共通事項

家での食料品・日用品の備蓄

家での避難時の非常持ち出し品の準備

救援物資が届くまで1週間程度、自足するつもりで備えます。

防災用品は、平常時の食料品・日用品ストックを活用したり、アウトドア用品を活用する等、無理のない範囲で、工夫して備えます。

避難の際の持ち出し品は、避難行動に差し支えないよう、限定します。

〔備蓄品の参考〕

飲料	飲料水(ペットボトル)	非常用給水袋
食料	アルファ化米 乾パン	パン缶 インスタント食品
	レトルト食品 お菓子	缶詰 等
衣類	上着 下着	靴下 等
生活用品	ハンカチ タオル	バスタオル 毛布 雨具
	電池 卓上コンロ	ガスボンベ 固形燃料 鍋
	ラップ アルミホイル	やかん
	食器(紙・ステンレス等)	わりばし スプーン
	フォーク 歯みがきセット	石鹸 シャンプー
	携帯電話・スマートフォンの充電器	使い捨てカイロ
	ビニル袋・ポリ袋	トイレットペーパー
	ティッシュペーパー	ウェットティッシュ
	生理用品 高齢者用品	赤ちゃん用品 等
その他	レジャーシート 布製ガムテープ	キャンプ用マット
	救命胴衣(津波・水害からの避難用のライフジャケット)	
	ラジオ 懐中電灯	ばんそうこう 筆記用具 等

(7) 外出先での準備

家族がそれぞれ外出中の連絡手段(電話・メール不通時)又は、職場(学校)と従業員(学校と児童・生徒)の連絡手段(電話・メール不通時)

- ・ 災害用伝言ダイヤル「171」
- ・ 災害用ブロードバンド伝言板「Web171」
- ・ 携帯電話会社の災害用伝言板サービス
- ・ その他()

家族と連絡がとれず、安否がわからない場合、家族それぞれの一時的な避難場所、最終的に家族の集合場所

職場(学校)では、待機するための対策がおこなわれているか?

- ・ 水、食料品等の備蓄
- ・ 建物の耐震化
- ・ 棚・備品の固定等建物内の安全確保

- ・ 安全な帰宅ルートの確認
- ・ スニーカー、水等長距離を歩く備え

職場（学校）における避難・消火・救助の訓練の実施状況

職場（学校）における地域と連携した防災活動の実施状況

（８）ひとりで避難行動が困難な方（避難行動要支援者）の準備

ひとりで避難行動が困難な方（避難行動要支援者）は、自らが避難するとき、どのような手助けが必要かの確認

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

手助けしてくれる人がいるかの確認

手助けしてくれる人との連絡手段を決めておきます。

手助けしてくれる人が、被災することもお考えしておく必要があります、区社会福祉協議会にて行われている「見守りネットワーク事業」の要援護者名簿の同意確認にて登録

デイサービス等、日頃、福祉施設・団体等の支援を受けている場合は、その内容等の控え

施設・団体の名称、所在地、電話番号、支援内容を記しておく、施設・団体が被災した場合、区役所等による、同種の支援施設・団体の紹介・手配がしやすくなります。

持病、かかりつけの病院名・所在地・電話番号、服用している薬の控え

病院の診察券のコピー、薬局でもらうリストを貼っておくと、かかりつけの病院が被災したとき、区役所等による他の病院の紹介がしやすくなります。

2 共助(地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む防災)

地域で、

どのような自然災害・火災・事故が起こりうるか

被災した場合、または、被災するおそれがある場合どこへ避難するのか
地域住民や近隣企業等と、日頃から連携して防災訓練や情報共有など防災・減災に向けた活動を行っているか（安否確認、救助、避難の際の助け合い、外国人や女性の視点を踏まえた避難所運営等）

その他、災害に対し、ふだんから、どのような備えが必要か

等を確認し、住民一人ひとりが防災に対する正しい知識と行動を身につけるだけでなく、自らが地域において果たす役割を認識し、たとえ自らが被災者になった場合でも、自身の安全を確保（自助）の上、防災活動に協力すること、そして、近隣住民のみならず、地域の自主防災組織、さらには地域に事業所を有する事業者、ボランティア等が一体となって、地域の防災活動に取り組むこと（共助）等、継続した地域防災力の向上や発展に向けた取組みを進めていくことが重要となります。

(1) 地区防災計画の作成

地区防災計画とは、災害対策基本法（平成 25 年改正）によりおおむね小学校区ごとに、自主防災組織を中心に地域住民が主体となって自助・共助の観点で策定する地域の防災計画です。この計画には、平常時や災害時におけるさまざまな事項や過去の訓練や新たな取組みをまとめ、地域全体の防災体制や行動力を高めるものであり、また、地域を取り巻く環境の変化に柔軟に見直しを図りつつも地域の中で伝承され地域の財産となりうるものです。

お住まいの地域の地区防災計画の作成

次のことについても考えてみましょう！

(2) 平常時の活動について

地域の防災マップ（防災マニュアル、防災便利帳）の作成

- ・ 住まいづくり・まちづくりの実践（家の耐震化・建替え、家具の固定等安全対策、備蓄、非常持出品の準備等）

地域防災リーダーの役割等について

自主防災組織の役割について

地域への防災知識の普及・啓発

地域特性の把握（人や団体等協力者・避難行動要支援者等の把握、台帳の整備）

避難行動要支援者の支援体制づくり

防災資源の把握（資器材、防災行政無線、救助物資等）

様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施

訓練結果をふまえた、マニュアル等の検証と改善

(3) 災害時の活動

地震、風水害への対応（自身と家族の安全確保や近隣での助け合い）

避難所運営、給食、給水（地域内の安否確認や被害情報収集、負傷者の手当・搬送、避難住民への支援・協力）

ボランティアの受け入れ（区及び関係機関と協力して復旧対策）

3 共助(企業・学校・社会福祉施設等の取り組む防災)

企業・学校・社会福祉施設等で、

どのような自然災害が起こりうるか

従業員（児童・生徒・施設利用者等）が待機できる備えをしているか

被災した場合、または、被災するおそれがある場合、どこへ避難するのか地域住民や近隣企業等と、日ごろから連携して、防災活動をおこなっているか（安否確認、救助、避難の際の助け合い、住民受入れ等）

その他、災害に対し、ふだんから、どのような備えが必要か

等を確認し、まず企業では、災害時に事業継続ができるよう、平常時から BCP（事業継続計画）等の取組みに努めます。

また、学校等においては、災害発生時における幼児・児童・生徒の生命・身体の安全を確保するとともに併せて「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」を活用し、未来の防災・減災の担い手である子どもたちへの「防災・減災教育」を推進し、安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつなげます。

また、社会福祉施設においては、自主防災組織と積極的に避難行動要支援者向けの防災活動に取り組む等、災害発生時における避難行動要支援者の避難支援機能の充実を図ることが重要となります。

次のことについても考えてみましょう！

（１）企業等

想定される自然災害（地震、風水害） 事故の確認

従業員の安否確認・救助の体制

地震発生後、建物が被災したり、周辺で火事が起こっているとき等、避難が必要な場合の一時避難場所・災害時避難所の確認

食料品・日用品の備蓄

企業等における、避難時の非常持ち出し品の準備

従業員における、避難時の非常持ち出し品の準備

鉄道・バス等、交通情報の収集の仕方の把握

- ・ おおさか防災ネット、テレビ、ラジオ等
- ・ 収集した情報の従業員への周知

客、利用者の安全確保の方法

近隣企業、他のテナント等との連携体制の整備

地域住民や近隣企業などと、日ごろから連携して防災訓練や情報共有など防災・減災に向けた活動をおこなっているか。

避難所は、地域住民が主体に運営します。災害時に避難すると、混乱が生じることが予想されます。そのため、日ごろから地域住民と、互いの課題やメリットについて話し合う等連携が必要であります。また、近隣企業どうしの連携もお願いします。

様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施

訓練結果をふまえた、マニュアル等の検証と改善

企業等は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業（BCP）を作成の取組みを推進

（２）学校等

「警備及び防災計画」を作成し、平素から防災組織を整え、施設・設備の安全管理

想定される自然災害（地震、風水害） 事故の確認

児童・生徒等の安否確認・救助の体制

地震発生後、建物が被災したり、周辺で火事が起こっているとき等、避難が必要な場合の一時避難場所・災害時避難所の確認

食料品・日用品の備蓄

学校等は、災害時に果たす役割(児童や生徒の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献)を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業(BCP)を作成の取組みを推進

学校等は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育や訓練

学校等と保護者の家族等の連絡手段の確認

(電話・メール不通時)

- ・ 災害用伝言ダイヤル「171」
- ・ 災害用ブロードバンド伝言板「Web171」
- ・ 携帯電話会社の災害用伝言板サービス
- ・ その他()

地域住民等と、日ごろから連携して防災訓練や情報共有など防災・減災に向けた活動

様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施

(3) 社会福祉施設等

想定される自然災害(地震、風水害)、事故の確認

施設利用者の安否確認・救助の体制

地震発生後、建物が被災したり、周辺で火事が起こっているとき等、避難が必要な場合の一時避難場所・災害時避難所の確認

食料品・日用品の備蓄

社会福祉施設等における、避難時の非常持ち出し品の準備

従業員における、避難時の非常持ち出し品の準備

職場と従業員や施設利用者の家族等の連絡手段の確認

(電話・メール不通時)

- ・ 災害用伝言ダイヤル「171」
- ・ 災害用ブロードバンド伝言板「Web171」
- ・ 携帯電話会社の災害用伝言板サービス
- ・ その他()

鉄道・バス等、交通情報の収集の仕方の把握

- ・ おおさか防災ネット、テレビ、ラジオ等
- ・ 収集した情報の従業員への周知

客、利用者の安全確保の方法

近隣企業、他のテナント等との連携体制の整備

社会福祉施設・区社会福祉協議会・地域・行政が協力し合い、要配慮者向けの防災訓練や災害対策用物品整備

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者